

おおさかふりつすみのえしえんがっこうどうそうかいかいそく 大阪府立住之江支援学校同窓会会則

だい じょう めいしょう 第1条（名称）

ほんかい おおさかふりつすみのえしえんがっこうどうそうかい
本会は大阪府立住之江支援学校同窓会といたします。

だい じょう もくてき 第2条（目的）

ほんかい かいいんどうし しんぼく はか もくてき
本会は、会員同士の親睦を図ることを目的とします。

だい じょう こうせい 第3条（構成）

ほんかいいん おおさかしりつすみのえようごがっこう おおさかしりつすみのえとくべつしえんがっこう おおさかふりつすみのえ
本会員は、大阪市立住之江養護学校、大阪市立住之江特別支援学校、大阪府立住之江
しえんがっこう ざいせき ひと そしき
支援学校に在籍した人をもって組織します。

だい じょう やくいんとう 第4条（役員等）

ほんかい つぎ やくいん
本会には次の役員をおきます。

だいひょう めい
代表 1～2名

めいよかいちょう めい
名誉会長 1名

かいけい めい
会計 1名

どうそうかいいいん じゃっかんめい
同窓会委員 若干名

だい じょう やくいん せんしゅつ 第5条（役員の選出）

やくいんとう つぎ せんしゅつ
役員等は次より選出します。

どうそうかいだいひょう そつぎょうご1ねんいじょう かいいん どうそうかいいいんかい いらい
同窓会代表は、卒業後1年以上の会員から同窓会委員会が依頼します。

めいよかいちょう おおさかふりつすみの えしえんがっこうちょう
名誉会長は、大阪府立住之江支援学校 校長とします。

かいけい おおさかふりつすみの えしえんがっこうきょうとう
会計は、大阪府立住之江支援学校教頭とします。

かいけい かいひ かんり おこな
(※会計は、会費の管理を行います。)

どうそうかいいいん おおさかふりつすみの えしえんがっこう きょうしよくいん せんしゆつ
同窓会委員は、大阪府立住之江支援学校の教職員より選出します。

どうそうかいいいん そうかいなど えんかつ うんえい だいひょう ほさ
(※同窓会委員は、総会等が円滑に運営されるように代表を補佐します。)

だい じょう じぎょう 第6条 (事業)

ほんかい もくてきたつせい つぎ じぎょう おこな
本会の目的達成のために次の事業を行います。

めいぼ さくせい
1. 名簿の作成

どうそうかいそうかい
2. 同窓会総会

ひつよう おうじてりんじそうかい ひら
必要に応じて臨時総会を開くことができます。

た
3. その他

だい じょう かいけい 第7条 (会計)

ほんかい けいひ かいひ た
本会の経費は、会費その他をもってあてます。

かいひ にゅうかいじ えん いっかつ おさ
会費は、入会時に1,000円を一括で納めます。

だい じょう そうかい あんない 第8条 (総会の案内)

かいひ げんそく
《会費についての原則》

にゅうかいじ かいひ おさ ひと そつぎょうねんど よくねんど ねんかん あんない う
入会時の会費を納めた人は、卒業年度の翌年度から10年間は、案内はがきを受け

と ねんめいこう けいぞく あんない ゆうそう きぼう ひと ついかぶん
取ることができます。11年目以降、継続して案内はがきの郵送を希望する人は、追加分

かいひ えん いっかつ おさ あんない ねんかん う と
の会費1,000円を一括で納めることで、案内はがきをさらに10年間受け取るこ
とができます。(別紙※1)

にゅうかい じ かいひ おさ じ き
《入会時の会費を納める時期》

にゅうかい じ かいひ もう こ とき おさ た じ き にゅうかい きぼう
入会時の会費は、申し込みの時に納めます。その他の時期に入会を希望することもで
きます。

ついかぶん かいひ おさ じ き
《追加分の会費を納める時期》

そつぎょう ねんめ どうそうかい おさ
卒業して10年目の同窓会で、納めます。

あんない きぼう きかん ばあい きかん おう かいひ おさ
案内はがきを希望していない期間がある場合、その期間に応じた会費を納めます。

べっし さんしょう
(別紙※1 参照)

だい じゅう そうかい 第9条 (総会)

そうかい まいとし がつちゅうじゅん がつちゅうじゅん ひら
総会は、毎年10月中旬から11月中旬に開きます。

どうそうかい かん たいせつ はな あ
同窓会に関する大切なことを話し合います。

そうかい はな あ けつてい しゅつせき ひと はんぶんいじょう さんせい ひつよう
総会の話し合いの決定は、出席した人の半分以上の賛成が必要です。

そうかい かいいんどうし しんぼく はか かつどう おこな
総会では、会員同士の親睦を図る活動を行います。

そうかい うんえい すみの えしえんがっこう ぜんしよくいん
総会の運営には、住之江支援学校の全職員でかかわるものとします。

ふそく 付則

ほんかいそく へいせい ねん がつ にち しこう
本会則は、平成30年11月4日より施行とします。